審　査　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第105条の２第４項
処分の概要	運転経歴情報の記録
原権者（委任先）	徳島県公安委員会
法令の定め	道路交通法第104条の４第１項及び第２項（申請による取消し）、第105条（免許の失効）、第105条の２第１項及び第３項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の２の５（運転経歴証明書の交付等）、第39条の２の６（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の８（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審査基準	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間	記録の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した徳島県公安委員会に対して行われた場合にあっては、申請の当日中
申　　請　　先	徳島県公安委員会（警察本部交通部運転免許課）
問い合わせ先	警察本部交通部運転免許課（０８８－６９９－０１１０）
備　　考	